

料金後納  
郵便

## 後期高齢者医療保険料 口座振替納付登録済のお知らせ

被保険者番号	徴収番号	No
納付義務者		

口座振替の申込みをしていただき、ありがとうございます。

口座振替の登録が完了しましたのでお知らせします。

口座振替の開始予定

年 月 日

現在、特別徴収の方法で納付していただいている場合は、普通徴収が発生した月から口座振替を開始します。

口座振替の開始前にすでに納期が過ぎている保険料については口座振替できませんので、お手元の納付書で納付してください。

納付書がお手元にない場合は、住所地の区役所・支所市民総合窓口室 保険年金担当（京北地域にお住まいの方は京北出張所保健福祉第一担当）へご連絡いただければ納付書を再発行してお送りします。

### 注意事項

- 1 口座振替は毎月27日（27日が休業日の場合は翌営業日）に行われますので、預貯金の残高にご注意ください。（当日の入金は振替できないことがあります。）
- 2 指定口座を変更されたときは、左記の「口座振替の開始予定」とおり、変更後の指定口座で振替します。
- 3 この登録は、後期高齢者医療の被保険者である間は解約（取消）手続をしない限り有効ですから、現年度分の保険料の徴収方法が特別徴収（年金からの引落し）に切り替わった場合でも、過年度分・随時分など普通徴収として納付すべき保険料が生じたときは、別途その保険料の納期で口座振替します。
- 4 この登録を取り消すときは、取扱金融機関に解約（取消）届を提出してください。
- 5 この登録は、取扱金融機関の統廃合があったとき、後期高齢者医療の資格を喪失したとき、連続して振替不能となるとき等の事由が生じたときは、取扱金融機関又は京都市が解約（取消）又は変更することがあります。
- 6 指定口座の残高不足等により、振替日において、口座振替できなかったときは、再振替を行わずに納付書を送付しますので、所定の納付場所で速やかに納付してください。
- 7 口座振替による納付があった場合、納期毎の領収書は取扱金融機関から交付されませんのでご了承願います。
- 8 口座振替による納付をされたときは、1年間の納付状況を翌年の1月下旬頃にお知らせします。

お知らせが内側にあります。矢印方向に丁寧にはがしてください。  
開け方は、裏面に記載しています。（雨や水にぬれた場合は、完全に乾かしてからのはがしてください。）

雨や水にぬれた場合は、完全に乾かしてからはがしてください。

開け方

